

(仮称)越谷市自治基本条例 【素案】 (第1部会担当部分)

### 第3章 豊かな地域環境の創造

(豊かな地域環境を創るための基本理念)

第 条 市民と市は、越谷の人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、市民、行政、議会が協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

(協働による豊かな地域環境を創造するために)

第 条 (自然)市民と市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、その共生をはかり、全ての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

2 (人間関係)市民と市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

3 (歴史、文化)市民と市は、越谷の歴史、伝統を大切にし、市民が主体的に新たな文化を育成する心豊かなまちづくりをすすめます。

4 (産業)市民と市は、産業の発展と地域環境との調和をはかり、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

### 第4章 市民、コミュニティ

(定義)

第 条 この条例における用語の意義は、次に定めるところによります。

市民 市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人、市内に事業所を有する法人、市内で活動する団体等をいいます。(外国籍の人を含む)

地域コミュニティ 一定地域の地縁的な関係を基盤とする団体で、その地域に共通する生活課題の解決のために活動する住民自治組織を

いいます。

市民活動団体 地縁を越えた、さらに広い地域を基盤にする団体で、共通の目的または関心を持つ人が自主的に参加し、市民の生活を支援するために活動する団体をいいます。

(市民の権利)

第 条 市民は、市政の主権者として行政に参加し、意見を述べ、活動する権利があります。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利があります。

(市民の責務)

第 条 市民は、人権を尊重し、法律および市条例等を守らなければなりません。

2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進するものとします。

3 市民は、お互いの意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めるものとします。

(地域コミュニティと市民活動団体)

第 条 地域コミュニティは、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に資する活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめるものとします。

2 市民活動団体は、その専門性と行動性を発揮して市民の生活を支援し、全市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめるものとします。

3 地域コミュニティと市民活動団体は、連携をはかり、協力してまちづくりをすすめるものとします。

## 第6章 住民投票

### (住民投票の実施)

第 条 市長は、重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢18歳以上の者とし、(定住外国人を含む)

3 市民、市議会、市長は住民投票の結果について尊重しなければなりません。

4 住民投票の実施に必要な事項は、その都度別に条例を定めます。

### (住民投票の請求と発議)

第 条 市内住民で、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署により、市長に住民投票の実施を請求することができます。

2 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成により、住民投票条例を発議することができます。

3 市長は、住民投票条例案を市議会に提出することにより、住民投票を発議することができます。

## 第 5 章 議会、行政

### ( 議会の役割と責務 )

第 条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視・評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法・政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、まちづくりにかかわる審議情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

### ( 議員の責務 )

第 条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議・政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

### ( 市長の責務 )

第 条 市長は、本市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、本条例を遵守し、本市における自治を推進します。

3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的かつ効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

### ( 市職員の責務 )

第 条 市職員は、法令を遵守し、本条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

- 2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

## 第6章 住民投票（常設型・非常設型両論併記）

### （住民投票）

第 条 本市の将来に重大な影響を及ぼす事案については、住民投票を行うことができます。市民、議会、市長は、その結果を尊重します。

- 2 住民投票に関する条例の詳細は別途定めます。

## 第 5 章 議会・行政

### ( 行政運営の原則 )

第 条 市は、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる事項を原則として、行政運営の推進を図ります。

市は、公正で公平かつ効率性・透明性の視点に立って、行政運営を推進します。

市は、多様な市民ニーズを把握し、行政サービスの向上につなげるよう努めます。

市は、市民の意思が市政に反映できるよう、市民の参加及び協働の推進による市政運営に努めます。

市は、市政情報を市民に提供するに当たっては、情報を市民に分かりやすくかつ広くいきわたるよう努めます。

市は、市の行政課題や市民ニーズに対応するため、自らの責任において法令を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

### ( 総合振興計画 )

第 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市民の参加を得ながら総合振興計画を策定します。

### ( 行政評価 )

第 条 市は、総合振興計画をはじめとする重要な計画、予算・決算及び事務内容等について、行政内部及び外部による評価を実施します。

2 市は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

### ( 財政運営 )

第 条 市は、国や県への税源・財源移譲を拡大する要望を行うとともに、市有財産の活用等を図ることにより、自立的な財政基盤の強化に努めま

す。

- 2 市は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、総合振興計画及び行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 3 市は、財政状況に関する情報、予算編成・執行及び決算に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

( 組織 )

第 条 市の組織は、政策課題に的確に対応できるよう、機能的であるとともに、常に組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

- 2 市の組織は、市民にとって分かりやすい組織であるとともに、社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図ります。

( 市民の行政への参加 )

第 条 市は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

- 2 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。
- 3 市は、第 2 項の市民公募を行うに当たっては、自ら意思表示することが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

( 市と市民との協働 )

第 条 市は、越谷市の市民活動やコミュニティ活動を活発にし、その主体的な活動を支援するための仕組みや市民との協働を推進するための方針の整備に努めます。

- 2 市は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重します。

( 市民の活動支援 )

第 条 市は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重した上で、活動促進のための支援に努めます。

(市民活動団体の公共サービスへの参入機会の提供)

第 条 市は、公共事業及びその他公共サービスの事業実施に当たっては、市民活動団体の参入機会の拡大に努めます。

(意見公募手続)

第 条 市は、総合振興計画をはじめとする重要な計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を公表したうえで、市民から計画案に係る意見を募る手続を行います。

2 市は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(危機管理)

第 条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

2 市は、災害等の発生時には、市民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、市民生活の支援に努めなければなりません。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

4 市は、安全で安心な住みよいまちづくりのため、市民及び関係機関等と連携・協力して、防犯や防災など地域安全対策の取組みに努めます。

「住民投票」 越谷市では、市政を二分するような状況が想定されにくいことから「非常設型」を提案します。